

第3部 検査

◆包括項目算定

点数改定

- ・血液化学検査の包括項目
10項目以上 106点
- ・肝炎ウイルス関連検査の包括項目
5項目以上 425点
- ・腫瘍マーカー検査の包括項目
4項目以上 396点
- ・グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定検査の包括項目
2項目以上 412点

新設

- ・悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）1の包括項目
2項目 4,000点
3項目以上 6,000点
- ・悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）2の包括項目
2項目 8,000点

◆関節関節液検査【新設】

160230710	関節液検査	50点
-----------	-------	-----

◆BCR-ABL1

- 1 Major BCR-ABL1（mRNA定量（国際標準値））
 - イ 診断の補助に用いるもの 2,520点
 - ロ モニタリングに用いるもの 2,520点
- 2 minor BCR-ABL mRNA
 - イ 診断の補助に用いるもの 2,520点
 - ロ モニタリングに用いるもの 2,520点

160230810	minor BCR-ABL mRNA（診断補助）	2,520点
160230910	minor BCR-ABL mRNA（モニタリング）	2,520点

◆染色体検査（全ての費用を含む。）

- 1 FISH法を用いた場合 2,553点
- 2 その他の場合 2,553点

注1 分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。

- 2 2については、流産検体を用いた絨毛染色体検査を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う場合に限り算定する。

160231010	染色体検査（FISH法）	2,553点
160233110	染色体検査（その他）（ギムザ分染法による絨毛染色体検査）	2,553点

〔算定方法〕

システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

3775	染色体検査（その他）（ギムザ分染法による絨毛染色体検査）
------	------------------------------

◆がんゲノムプロファイリング検査（44,000点）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機

関において実施した場合に限り算定する。

- 2 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として他の検査を実施した場合であって、当該他の検査の結果により区分番号 B 0 1 1 - 5 に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合は、所定点数から当該他の検査の点数を減算する。

160231970	悪性腫瘍組織検査減算（処理が容易）（医薬品適応判定補助等）	- 2,500 点
160232170	悪性腫瘍組織検査減算（処理が容易）（2 項目）	- 4,000 点
160232270	悪性腫瘍組織検査減算（処理が容易）（3 項目）	- 6,000 点
160232370	悪性腫瘍組織検査減算（処理が容易）（4 項目以上）	- 8,000 点
160232470	悪性腫瘍組織検査減算（処理が複雑）	- 5,000 点
160232570	悪性腫瘍組織検査減算（処理が複雑）（2 項目）	- 8,000 点
160232670	悪性腫瘍組織検査減算（処理が複雑）（3 項目以上）	- 12,000 点
160232770	E G F R 遺伝子検査減算（血漿）	- 2,100 点
160232870	B R C A 1 / 2 遺伝子検査減算（腫瘍細胞を検体とするもの）	- 20,200 点
160232970	B R C A 1 / 2 遺伝子検査減算（血液を検体とするもの）	- 20,200 点
160233270	悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）減算（1 又は 2）	- 2,500 点
160233370	悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）減算（3 又は 4）	- 5,000 点
160233470	悪性腫瘍遺伝子検査減算（1・2）及び（E G F R）（2 項目）	- 4,000 点
160233570	悪性腫瘍遺伝子検査減算（1・2）及び（E G F R）（3 項目）	- 6,000 点
160233670	悪性腫瘍遺伝子検査減算（3・4）（2 項目）	- 8,000 点

◆ Y 染色体微小欠失検査（3,770 点）【新設】

改定対応資料「基本診療料他」の「不妊治療」を参照してください。

◆ 抗ミューラー管ホルモン（AMH）（600 点）【新設】

改定対応資料「基本診療料他」の「不妊治療」を参照してください。

◆ 抗アデノ随伴ウイルス 9 型（A A V 9）抗体（12,850 点）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

160224450	抗アデノ随伴ウイルス 9 型（A A V 9）抗体	12,850 点
-----------	---------------------------	----------

[算定方法]

システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

3776	抗アデノ随伴ウイルス 9 型（A A V 9）抗体
------	---------------------------

◆ 検体検査判断料

注 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病に関する検査（区分番号 D 0 0 6 - 4 に掲げる遺伝学的検査及び区分番号 D 0 0 6 - 20 に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査をいう。以下同じ。）又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号 D 0 0 6 - 19 に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者 1 人につき月 1 回に限り、1,000 点を所定点数に加算する。ただし、遠隔連携遺伝カウンセリング（情報通信機器を用いて、他の保険医療機関と連携して行う遺伝カウンセリング（難病に関する検査に係るものに限る。）をいう。）を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行う場合に限り算定する。

160231370	遠隔連携遺伝カウンセリング加算	1,000 点
-----------	-----------------	---------

[算定方法]

システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

0697	遺伝カウンセリング加算
------	-------------

◆超音波減衰法検査（200 点）【新設】

注 区分番号 D 2 1 5 - 2 に掲げる肝硬度測定又は区分番号 D 2 1 5 - 3 に掲げる超音波エラストグラフィーを算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

160231410	超音波減衰法検査	200 点
-----------	----------	-------

◆平衡機能検査

1 ～ 5（略）

6 ビデオヘッドインパルス検査 300 点

160231510	平衡機能検査（ビデオヘッドインパルス検査）	300 点
-----------	-----------------------	-------

◆屈折検査

160223270	小児矯正視力検査加算（薬剤使用前後）	70 点
-----------	--------------------	------

◆小腸内視鏡検査

注 2 3 について、15 歳未満の患者に対して、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260 点を所定点数に加算する。

160231670	内視鏡的留置術加算（検査）	260 点
-----------	---------------	-------

◆大腸内視鏡検査

注 3 1 のハについて、バルーン内視鏡を用いて行った場合は、バルーン内視鏡加算として、450 点を所定点数に加算する。

4 2 について、15 歳未満の患者に対して、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260 点を所定点数に加算する。

160231770	バルーン内視鏡加算（検査）	450 点
160231670	内視鏡的留置術加算（検査）	260 点

◆前立腺針生検法

1 M R I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの 8,210 点【届出】

2 その他のもの 1,540 点

注 1 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。

160231810	前立腺針生検法（M R I 撮影・超音波検査融合画像）	8,210 点
-----------	-----------------------------	---------

[算定方法]

システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

3777	前立腺針生検法（M R I 撮影・超音波検査融合画像）
------	-----------------------------

◆その他のシステム対応

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）の注 1

注 1 患者から 1 回に採取した血液又は血漿を用いて本区分の 1 若しくは 2 に掲げる検査又は区分番号 D O 0 6 - 12 に掲げる E G F R 遺伝子検査（血漿）を 2 項目又は 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわ

らず、それぞれ 4,000 点又は 6,000 点を算定する。

D006-12 E G F R 遺伝子検査（血漿）

注 同一の患者につき同一月において検査を 2 回以上実施した場合における 2 回目以降の当該検査の費用は、所定点数の 100 分の 90 に相当する点数により算定する。

公表された診療行為マスターの包括対象検査に区分が追加されました。

〔システム対応〕

点数算定ロジックの包括点数算出と 2 回目以降逡減点数算出の組み合わせによる点数算出対応が未定です。